

国民年金

「保険料免除制度」をご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。

それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受け、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができ

	所得基準	月々の保険料	保険料を全額納付した場合と比較した年金額
全額免除	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円	全額が免除	4/8
1/4納付	78万円+(扶養親族控除額+社会保険料控除額等)	3,760円	5/8
半額納付	118万円+(扶養親族控除額+社会保険料控除額等)	7,510円	6/8
3/4納付	158万円+(扶養親族控除額+社会保険料控除額等)	11,270円	7/8

なくなる場合がありますので、ご注意ください。

▼受付 7月1日(金) 〃

▼免除承認期間 平成23年7月〜平成24年6月分

▼必要なもの 〃

- ・ 年金手帳
- ・ 印かん
- ・ 代理申請の場合は運転免許証など
- ・ 離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

全額免除又は若年者納付猶予の承認を受けられた方

国民年金保険料の免除申請の手続きが簡素化され、翌年度以降も引き続き免除又は猶予の申請を希望される場合は、申請書の提出が不要になります。

※失業を理由とした全額免除申請及び若年者納付猶予、もしくは一部免除申請の場合は、毎年の申請が必要になりますのでご注意ください。

▼問い合わせ先 〃

保険課 高齢者年金係

☎9129

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4222

国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります

70歳から74歳までの方で、国民健康保険に加入されている方の高齢受給者証が新しくなります。

新しい高齢受給者証は、7月末に郵送しますので、古い受給者証は不正に使用されないためにも、各自で破棄していただくか、保険課窓口まで届けてください。

なお、高齢者医療制度の見直しに伴い、負担割合の引き上げが凍結されましたので、平成23年8月1日から平成24年3月31日までの期間は、自己負担額が1割に据え置かれます（現役並み所得のある方で、3割負担の方は除きます）。

▼問い合わせ先 〃 保険課 国保係

☎9134

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証

入院の窓口負担額が月単位で一定の限度額にとどめられる限度額適用認定証と、入院時の食事代や生活療養費が減額される標準負担額減額認定証（住民税非課税世帯のみ）は、平成23年7月31日で有効期限が切れます。必要な方は平成23年8月以降に保険課窓口にて申請をしてください。

▼適用日 〃 申請のあった月の初日より適用されます

▼要件 〃 保険料の滞納がないこと

▼申請に必要なもの 〃 被保険者証、印かん

▼問い合わせ先 〃 保険課 国保係

☎9134



やる気、元気を求めます！町職員募集

▼受験資格＝右記のとおり

▼申込方法＝町のホームページを参照していただくか、総務課秘書庶務係までお問い合わせください。

▼受付期間＝

7月4日（月）～8月5日（金）
午前8時30分～午後5時15分
（ただし、土・日・祝日を除く）

※郵送された申込書は、8月5日（金）までの消印があるもの限り受け付けます。

▼合格発表＝10月中旬に本人あてに通知します。

▼採用予定＝平成24年4月1日

▼給与＝町条例で定めた額

▼問い合わせ先＝

総務課 秘書庶務係
☎9 1 1 3

■採用職種・人員・受験資格

職 種	人 員	受 験 資 格
一般事務①	6名程度	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、高等学校を卒業した者、又は卒業見込みの者（同等以上の学力を有する者）
一般事務② （身体障がい者対象）	1名程度	一般事務①の基準で、かつ、次の要件をすべて満たす者 ・身体障がい者手帳の交付を受けている者 ・自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに行政職としての職務の遂行が可能なる者 ・活字印刷文による出題に対応できる者
土木建築 事 務	1名程度	一般事務①の基準で、土木又は建築課程を修了した者、又は平成24年3月末までに終了見込みの者
保 健 師	2名程度	一般事務①の基準で、保健師免許を有している者、又は平成24年4月末までに免許取得見込みの者

■試験の日時・場所・方法

区 分	日 時	場 所	試 験 方 法
第1次	9月18日(日) 受付 午前8時30分～ 試験 午前9時～	県立 真岡高等学校	・筆記試験(公務員初級) ・一般性格診断検査試験
第2次	10月8日(土) 受付 午前8時～	上三川町役場	面接等

7月は『第61回社会を明るくする運動』強調月間

『社会を明るくする運動』とは？

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を作っていくこととする全国的な運動です。

第2次世界大戦後、貧しさなどから非行に走る子どもがたくさんいました。その状況に心を痛めた東京・銀座商店街の方々が、これらの子どもたちを救うためのキャンペーン「銀座フェア」を行いました。
この活動がきっかけとなって、昭和26年から法務省が呼びかけて『社会を明るくする運動』が始まりました。

今回の行動目標・重点事項

▼行動目標＝

- ① 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう
- ② 犯罪や非行に陥らないよう地域社会で支えよう
- ③ これらの点について、地域社会の理解が得られるよう協力しよう

※地域に暮らす方々の参加をお願いします。

▼重点目標＝「立ち直りを支える取組」についての理解促進」「犯罪や非行をした人たちの就労・住居等の生活基盤づくり」

『三集会開催』

犯罪や非行を防止し、21世紀を担う青少年を健全に育成することは、町民すべての願いです。町では、犯罪や非行の防止を社会全体の責務としてとらえ、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立ち、地域社会が一体となった取り組みを進めるため『三集会』を開催します。

▼日時・場所＝下記参照（午前9時～受付）

地区	本郷地区	明治地区	上三川地区
日時	7月12日（火） 午前9:30～11:30	7月14日（木） 午前9:30～11:30	7月15日（金） 午前9:30～11:30
場所	本郷北コミュニティセンター	明治コミュニティセンター	上三川町役場3階 大会議室

▼問い合わせ先＝
福祉課 福祉人権係
☎9 1 2 8

▼内容＝警察官による講話・保護司による楽しい寸劇・合唱・フリートーク